

通知カード提出のお願い

通知カード・個人番号カード交付申請書が10月からお手元に届き始めます。

お手元に通知カード・個人番号カード交付申請書が届きましたら、速やかに **課マイナンバー担当** までご提出願います。

※マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律に定められた行政手続きにのみ使用致します。上記以外の使用は認められておりません。

マイナンバー担当
